

長期収載品（先発医薬品）の処方等 または調剤を受けられるのは、医師 または歯科医師が「医療上の必要が あると判断した場合」のみです

【医療上の必要がある場合とは】

- ① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異がある場合であって、その患者の疾病の治療のために必要な場合
- ② その患者が後発医薬品を使用した際に、副作用があったり、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと判断する場合であって、安全性の観点等から必要な場合
- ③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されている場合
- ④ 後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化できないなどの場合（単に剤形の好みという理由では認められません）

令和6年10月1日から「長期収載品の選定療養制度」が始まり、単に患者の好みで長期収載品を希望した場合、「特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当）」を徴収されることとなります。

ただし、生活保護を受給されている方は、「特別の料金」を支払って長期収載品の処方を受けることは認められません。

※ 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、長期収載品の処方・調剤を受けても「特別の料金」は徴収されません。